

議案第5号

大阪市職員基本条例等の一部を改正する条例案

(大阪市職員基本条例の一部改正)

第1条 大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び達成した実績を把握した上で行われる勤務成績の評価」を「法第6条第1項に規定する人事評価」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改める。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(大阪市労使関係に関する条例の一部改正)

第4条 大阪市労使関係に関する条例（平成24年大阪市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第8号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

(職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

第5条 職員の給料の調整額に関する条例（平成18年大阪市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第6条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年大阪市条例第27号）の一部を次

のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第7条 消防職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(消防職員の災害応急作業等手当に関する条例の一部改正)

第8条 消防職員の災害応急作業等手当に関する条例（平成23年大阪市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方公務員法の一部改正に伴い、規定を整備するため、大阪市職員基本条例ほか7条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市職員基本条例（抄）

（人事評価の目的等）

第17条 人事評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び達成した実績を把握し
法第6条第1項に規定する人事評価

た上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）は、職員の資質、能力及び執務意欲の向上を図ることを目的として行う。

2 - 3 省 略

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（抄）

（職員の派遣）

第2条 省 略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) - (2) 省 略

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件付採用期間中の職員
条件付採用期間

(4) - (5) 省 略

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（抄）

（目 的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職
第5項

員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

大阪市労使関係に関する条例（抄）

（管理運営事項）

第4条 法第55条第3項又は地公労法第7条ただし書（地公労法附則第5項において準用する場合を含む。）の規定により労働組合等との交渉の対象とすることができない事項は、次に掲げる事項とする。

(1) - (7) 省 略

(8) 勤務成績の評定制度の企画、立案及び実施に関する事項
人事評価

(9) - (14) 省 略

2 省 略

職員の給料の調整額に関する条例（抄）

（趣 旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び職員^の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第5条の3第2項の規定に基づき、給料の調整額（以下「調整額」という。）を支給される職員の範囲及びその額を定めるものとする。

第5項

職員の特殊勤務手当に関する条例（抄）

（目 的）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第 6 項及び職員^の給与に關
第 5 項

する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第14条第 2 項の規定に基
づき、職員の特殊勤務手当（以下「手当」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

消防職員の特殊勤務手当に関する条例（抄）

（目 的）

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第

6項及び職員^第の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）
5項

第14条第2項の規定に基づき、消防局に所属する職員（以下「職員」という。）の特殊勤務手
当（以下「手当」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

消防職員の災害応急作業等手当に関する条例（抄）

（目 的）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第 6 項及び職員^{第 5 項}の給与に関

する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第14条第 2 項の規定に基づき、東日本大震災（平成23年 3 月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に対処するための作業に従事する消防局に所属する職員（以下「職員」という。）の災害応急作業等手当（以下「手当」という。）に関する事項を定めることを目的とする。